

5 東彼杵町告示第 15 号

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 5 年 2 月 20 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

東彼杵町長 様

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付申請書

年度において東彼杵町若年層遠距離通勤応援金（以下、応援金という。）の交付を受けたいので、東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 申請者情報

| | |
|-------------|----------------|
| 住 所 | 〒 東彼杵町 郷 番地 |
| フリガナ 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |
| ※転入日 | 年 月 日 |

※「転入日」は当該年1月1日から12月31日までの期間の途中に東彼杵町に転入した者のみ記入すること。

2 口座情報（応援金の振込先を記入してください。）

| | | | |
|---------------|---------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 | 口座番号 | |
| ゆうちょ 銀行の場合 | 記号 | 番号 | |
| フリガナ 名義人 | | | |

3 勤務先情報

| | |
|---------|-------|
| 事業所名 | |
| 所在地 | 県 市・町 |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

4 誓約事項

応援金の申請に当たって、その内容を勤務先（雇用主）に照会することに同意します。なお、その後虚偽の内容で申請したことが判明した場合は、応援金の全額若しくは一部を返還します。

5 個人情報の取扱い

東彼杵町は東彼杵町若年層遠距離通勤応援金事業の実施に際して得た個人情報について、東彼杵町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

6 確認事項（該当するものに○を付けること）

| | |
|---|----------|
| 当該年度の翌年4月1日時点において40歳未満である。 | はい ・ いいえ |
| 当該年度の12月31日時点において、隣接市町（川棚町、大村市、嬉野市）を除く町外の事業所に月平均15日以上通勤している。 ※月平均通勤日数＝年間通勤日数÷在職月数 | はい ・ いいえ |
| 事業を営む個人又は法人に雇用される者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する一般被保険者の資格を有する者である。または、国家公務員もしくは地方公務員である。 | はい ・ いいえ |
| 当該年度以降も継続して東彼杵町に居住し続ける意思がある。 | はい ・ いいえ |
| 申請者及びその世帯員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない。 | はい ・ いいえ |

| | |
|--|---------------------------|
| <p>応援金の交付決定に当たり、東彼杵町職員が住民記録情報の確認をすることについて同意する。</p> | <p>はい ・ いいえ</p> |
| <p>「4 誓約事項」に記載された内容について誓約する。</p> | <p>はい ・ いいえ</p> |
| <p>「5 個人情報の取扱い」に記載された内容について同意する。</p> | <p>はい ・ いいえ</p> |

※1 つでも「いいえ」がある場合は、応援金の交付対象外となります。

7 添付書類

- (1) 在職証明書
- (2) 本人確認書類（マイナンバーカードの写し又は運転免許証の写し）
- (2) その他町長が必要と認める書類